

「小規模事業者持続化補助金(2/5受付締切分)」

個別相談会のご案内

申請に必要な「申請書・事業計画」の作成方法をアドバイスします。

小規模事業者が経営計画に基づき、商工会議所または商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等の取り組みに対する補助金です。【商業・サービス業は従業員5名以下、その他業種は20名以下】

【一般型】補助上限「50万円」または「100万円（特例事業者）」：2/3補助

【事業再開枠】補助上限「50万円」または「100万円（特例事業者）」：10/10補助

※事業再開枠は、一般型の採択者のみ対象となります。

十日町商工会議所では、令和3年2月5日(金)の受付締切に向けて、当補助金の申請に必要な書類の作成方法等に関する個別相談会を開催します。補助金申請の予定があり必要書類の作成方法が分からない方やポイントを知りたい方、自分で作成した書類の添削をご希望の方などを対象に2回に分けて開催します。お気軽にご参加ください。

当補助金の詳細(公募要領及び申請様式等)は、本案内の裏面及び日本商工会議所特設ホームページをご確認ください。 (URL) <https://r1.jizokukahojokin.info/>

○日程：

日時	内容	相談員
1月7日(木) 10:00~17:00のうち1時間 (12:00~13:00を除く)	個別相談会(1) ・事業計画策定の相談 ・申請書作成のポイント ほか	(株)コンサルート(神奈川県横浜市) 中小企業診断士 ・平成24年度より十日町市の 専門家派遣事業を担当 ・神奈川県認定支援機関
1月25日(月) 10:00~17:00のうち1時間 (12:00~13:00を除く)	個別相談会(2) ・作成した申請書類の添削指導	

○会場：十日町商工会議所2階 多目的ホール ※ZOOMを用いたオンライン相談になります。

○対象：小規模事業者持続化補助金の申請を希望する小規模事業者の方

○定員：両日とも6名ずつ(先着順) ※個別相談時間は、1時間以内となります。

○参加費：無料

○お申込方法：下部の参加申込書により、当会議所までお申込みください。

○その他：個別相談会(1)(2)のどちらか一方のみの参加も可能です。下部申込書によりその旨お知らせください。相談時刻は後日、担当よりご連絡のうえ決めさせていただきます。

○お問い合わせ先：十日町商工会議所 ☎757-5111 E-mail:sodan@tokamachi-cci.or.jp

切り取らずに、このままお送りください。

十日町商工会議所 行

(FAX 752-6044) ※番号はお間違いの無いようお願いいたします。

「小規模事業者持続化補助金」個別相談会 参加申込書

① 1/7のみ参加

② 1/25のみ参加

③ 1/7・1/25両日とも参加

《①~③までのいずれかひとつを○で囲んでください》

事業所名		業種	
事業所住所	(〒 -)	TEL	
		FAX	
参加者名			

※ご記入いただきました情報は、本相談会の運営・情報提供のみに使用させていただきます。

小規模事業者持続化補助金【一般型】について

小規模事業所等（注1・注2・注3・注4）が地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2が補助されます。補助上限額：50万円（注5・注6・注7）

さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助・上限50万円が上乗せされます。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者（特例事業者）については、さらに上限50万円が上乗せされます。

また、公募開始後、通年で受付を行い、約4か月ごとに受付を締め切って、受付回ごとに審査・採択を行います（注8）。

なお、応募およびその後の申請手続きにおいては、従来の郵送方式のほか、単独申請者については、政府が開発した統一的な補助金申請システム（名称：Jグランツ）による電子申請の利用が可能となります。ただし、共同申請の場合は電子申請の利用はできません。

（注1）小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社〈企業組合・協業組合を含む〉および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2）「商工業者」には、医師・歯科医師・助産師や、系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。

（注3）上記の小規模事業者のほか、一定要件を満たす特定非営利活動法人も対象となり得ます（詳細は公募要領「2. 補助対象者」等をご覧ください。）

（注4）商工会議所・商工会の会員、非会員を問わず、応募可能です。

（注5）産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者については、補助上限額が100万円に引き上がります。

（注6）法人設立日が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限額が100万円に引き上がります。

（注7）原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が200万円～2,000万円となります（連携する小規模事業者等の数により異なり、事業再開枠を含みます）。ただし、コロナ特別対応型における共同申請の場合は、概算払いによる即時支給をご利用いただけません。

（注8）複数回の応募受付締切スケジュール（一部予定）は、以下のとおりです（第5回以降については、おって案内があります）。

第4回：2021年2月5日（金）	第5回：2021年 6月初旬頃
第6回：2021年10月初旬頃	第7回：2022年 2月初旬頃
第8回：2022年 6月初旬頃	第9回：2022年10月初旬頃
第10回：2023年2月初旬頃【最終】	

※補助金の採否については、基礎審査（必要な提出書類がすべて提出されているか、公募要領に定めた各要件に合致しているか、など）のほか、経営計画の適切性や補助事業計画の有効性などの観点から審査されます。